

○三原市お試し暮らし滞在費補助金交付要綱

平成30年5月18日

要綱第57号

改正 令和4年3月30日要綱第 令和6年9月30日要綱第1

41号

39号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市への移住を促進し地域の活性化を図るため、本市への移住等を希望する者又は地域と多様な形で関わり、継続してつながりを希望する者が行う活動に要する費用の一部に対し、予算の範囲内において、三原市お試し暮らし滞在費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、三原市補助金等交付規則（平成17年三原市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住等 移住及び2地域居住（生活の拠点を2つ持つライフスタイル）
- (2) 企業等視察 市内の企業若しくは個人事業者への就業に関する視察又は採用に関する面接
- (3) 体験活動等 市内における農業研修、漁業研修又は産業体験
- (4) 起業・創業活動 市内において、商工業等の起業・創業を行うための情報収集・見学
- (5) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）の規定による旅館業を行うための施設その他対価を支払って宿泊する施設及び農山漁村民泊施設（農林漁業者が自らの住宅を活用して実施する有料の農林漁業体験宿泊施設をいう。）のうち、市内で営業するもの
- (6) レンタカー 道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第1項の規定による許可を受けた市内で営業する事業者から業として有償で貸し渡される自家用自動車

(7) 市税 市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、第6条に規定する交付申請時から起算して前1年以上県外に引き続き住所を有する者で、次条各号に掲げる活動を行うものとする。ただし、次の各号に掲げる者を除くものとする。

- (1) 福祉施設への入所を目的としている者
- (2) 勉学のために転入を検討している者、又は勉学のために転出し、勉学の修了により再び転入を検討している者
- (3) 本市における市税の滞納がある者
- (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助等を受けている者
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第6号に規定する暴力団員をいう。以下、同じ。）又は暴力団（同法第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者
- (6) 市の実施する各施策に関する調査に協力できない者
- (7) その他市長が補助対象者として不適当と認めた者

(補助対象活動)

第4条 補助の対象となる活動は、市内への移住等を検討するため又は地域と多様な形で関わり、継続してつながりを検討するために2日以上連續して宿泊施設に宿泊をして行う次の各号のいずれかに該当する活動とし、本市に滞在している期間中に、本市の担当者と面会し、当該活動に関する相談を行うものとする。ただし、第7条に規定する交付決定の日が属する年度末までに活動を完了させなくてはならないものとする。

- (1) 市内で住居を探す活動
- (2) 企業等視察又は体験活動等に参加する活動
- (3) 起業・創業活動

- (4) 関係機関の窓口での相談活動
- (5) 生活環境の実地調査活動
- (6) 地域交流又は地域貢献活動  
(補助金額等)

第5条 補助対象経費及び補助金の額は、次の表の左欄に掲げる経費の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額の合計額（当該額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

補助対象経費	補助金の額
宿泊に要する経費	宿泊施設に支払った額の2分の1又は1人1泊当たり2,500円のいずれか低い額を限度とし、1年度1人につき20,000円を上限とする。ただし、1世帯当たり4人まで利用可能とする。
レンタカーの借上げに要する経費	レンタカーの借上げに支払った額（当該借上げの時間が168時間を超える場合は、168時間分の借上げに要する経費に限る。）の2分の1又は24時間当たり3,000円のいずれか低い額を限度とし、1年度1人につき21,000円を上限とする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、三原市お試し暮らし滞在費補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、活動の実施前7日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 活動計画書
- (2) 補助対象者全員の住民票又は戸籍の附票の写し（交付申請時において1年以上県外に引き続き住所を有していたことが確認できるもの）

(3) その他市長が必要と認める書類  
(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、補助の可否を決定し、規則第7条の補助金等交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付を決定する場合において、必要な条件を付すことができる。

(変更承認申請)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、その申請事項について変更が生じた場合は、三原市お試し暮らし滞在費補助金変更申請書（様式第2号）を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、市長が別に定める軽微な変更については、この限りでない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、活動完了後、速やかに三原市お試し暮らし滞在費補助金実績報告書（様式第3号）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。この場合において、活動が完了した日から30日以内又は交付申請日の属する年度末のいずれか早い日までとする。

- (1) 活動報告書
  - (2) 宿泊及びレンタカーの借上げに要する経費に関する領収書の写し
  - (3) その他市長が必要と認める書類
- (交付額の確定等)

第10条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、速やかに内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、規則第16条の補助金等の額の確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(交付請求)

第11条 補助事業者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、三原市お試し暮らし滞在費補助金交付請求書（様式第4号）により市長に補助金の交付請求をしなければならない。

（決定の取消し）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反する行為があったとき。
- (3) 補助対象活動の内容を承認なく変更し、又は補助対象活動を承認なく中止したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この要綱に違反する行為があったとき。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条の規定による補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金を既に交付しているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を求めるものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月30日要綱第41号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年9月30日要綱第139号）

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。